（別紙）

荒川第二・三調節池事業
環境保全措置実施状況報告書（第２１回_令和８年８月）

1. 事業の概要

1.1 対象事業の名称

・対象事業の名称：荒川第二・三調節池事業

・種類：調節池の設置

1.2 対象事業の実施区域

対象事業の位置は表 1 に示すとおりである。

表 1　計画地の所在地等

施設名	施行の場所	
荒川第二・三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市	荒川左岸 37.2k～48.0k 付近

1.3 対象事業の規模

本事業の規模は、表 2 に示すとおりである。

表 2　対象事業の規模

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha ※1	約 5,100 万 m^3	洪水調節

※1 このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

2. 工事の進行状況（対象期間：令和８年５月～令和８年７月）

事業の全体工事計画を表 3 に示す。

令和 8 年度は、荒川第二調節池区間（荒川左岸 37.2k～44.2k 付近）の工事用道路、管理盛土、囲繞堤、仕切堤（第一・二調節池間）、構造物（排水施設等）、池内水路及び付帯施設、並びに荒川第三調節池区間（荒川左岸 44.2k～47.6k 付近）の工事用道路、管理盛土等の整備を予定している。令和８年５月～令和８年７月は、荒川第二調節池区間の池内水路及び付帯施設の整備、並びに荒川第三調節池区間の土砂改良を実施した。

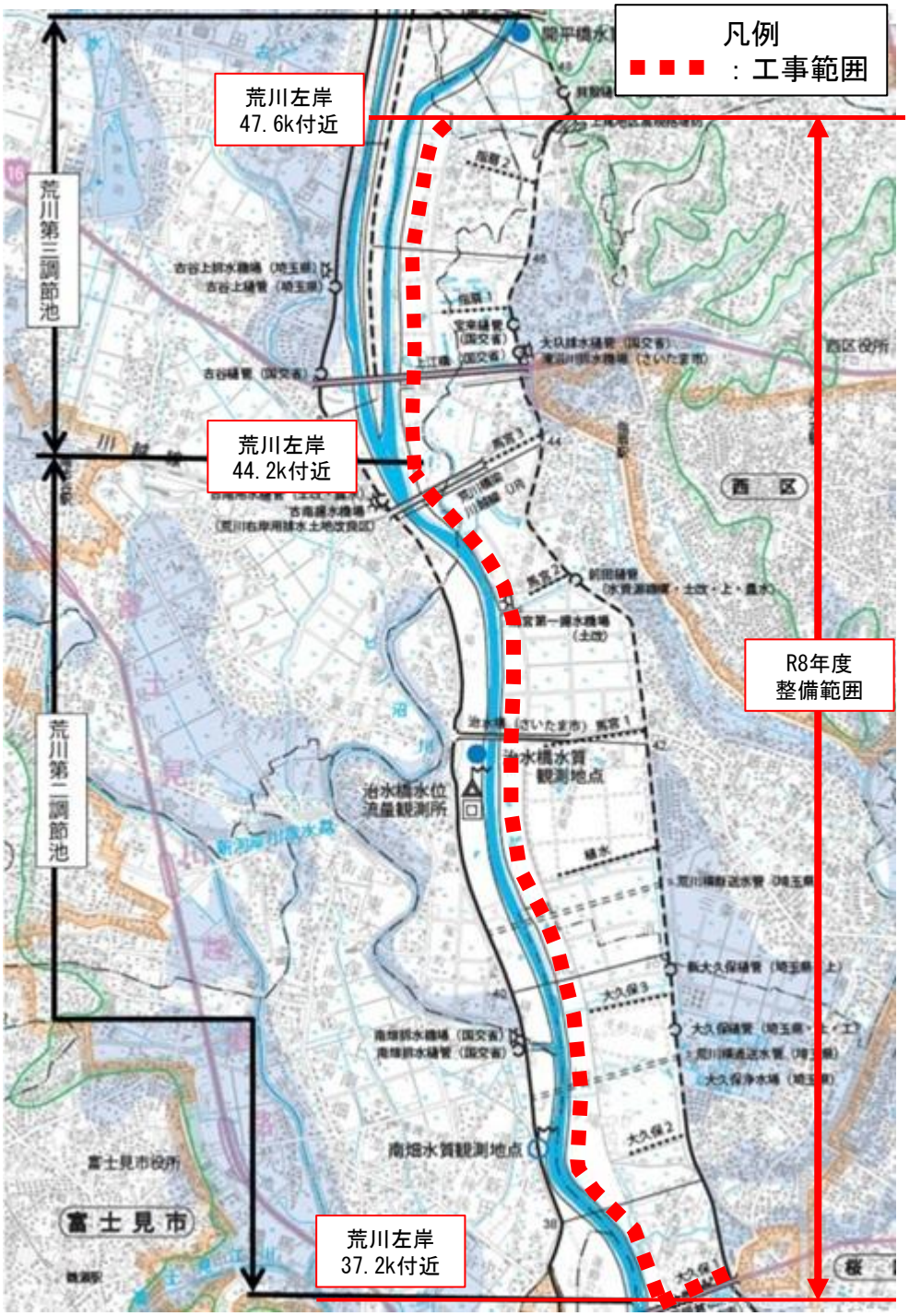
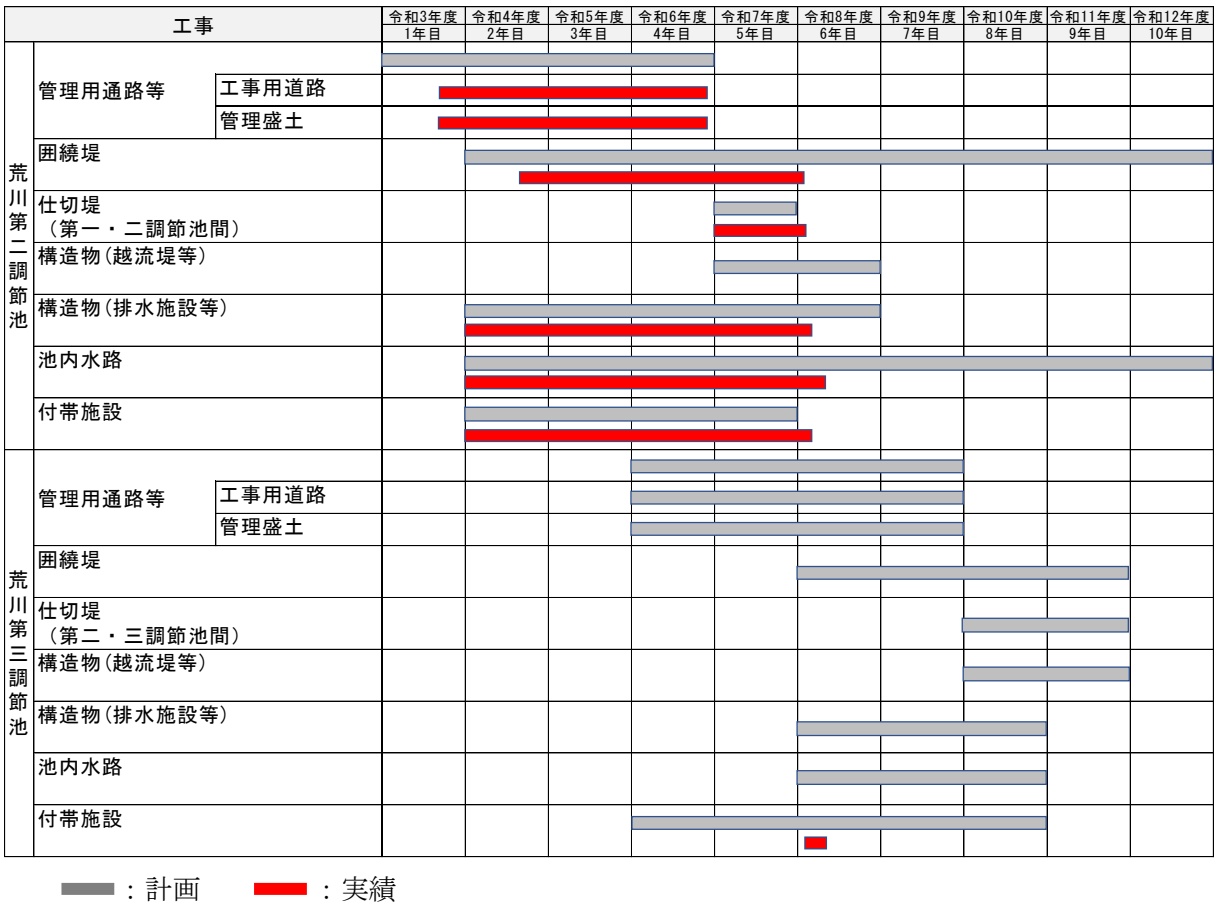


図 1　令和 8 年度の整備予定範囲（荒川左岸 37.2k～47.6k 付近）

表 3　全体工程表　（環境影響評価書掲載内容を一部加工）



3. 環境の保全のための措置の実施状況（対象期間：令和８年５月～令和８年７月）

各項目における環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況を表 4 に示す。対象期間中に環境の保全のための措置を実施している項目は、「大気質」「騒音・低周波音」「振動」「水質」「水象」「動物」「植物」「生態系」「自然とのふれあいの場」「史跡・文化財」「廃棄物等」「温室効果ガス等」「コミュニティ」「地域交通」である。

表 4 (1)　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
大気質	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、13
	資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎	P12、18 21
	資材運搬等の車両の走行	粉じんの飛散	発生源対策	・工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。	低減	◎	P13
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事	粉じんの飛散	発生源対策	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において散水を行う。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。	低減	◎	P13
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、14
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎	P12、18 21
振動	建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	・低振動型建設機械の採用に努める。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。	低減	◎	P12
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎	P12、18 21

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (2)　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
水質	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
水象	調節池の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
動物	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	土地の改変	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－	
		地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ 必要に応じて専門家に相談し、事業による動物の生息環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、14 P.21
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (3)　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
植物（保全すべき種）	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	直接改変による個体の消失	生育地への配慮	・改変区域内に生育するノニガナの生育地の改変を回避する。	回避	○	
				・改変区域内に生育するカンエンガヤツリの生育地の表土移植により保全を図る。	低減	○	P21
			環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－	
		地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
	堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
植物（保全すべき群落）	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
	堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4（4） 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
生態系（環境単位）	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による環境単位への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
生態系（上位性陸域）	建設機械の稼働	騒音の発生	時期の調整	・オオタカが繁殖活動を行う時期のうち、敏感度が極めて大きいとされる時期には、必要に応じて工事を一時中断する。ただし、具体的な実施方針については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。	回避	―	
			監視	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。	回避	◎	P16
			発生源対策	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、以下に留意して工事を実施する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、14
			距離の確保	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。	低減	◎	P16
生態系（上位性河川域）	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、14
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (5)　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
生態系（典型性陸域）	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎	P12、14
	生息・育成環境の変化	環境の消失	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－	
	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による着目種への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎	P19、20
	堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
	堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水の pH を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 5.8～8.6 に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎	P14、15
景観	調節池の存在・供用	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。 ・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。	低減	○	

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4 (6)　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
自然とのふれあいの場	調節池の存在・供用	自然とふれあいの場の改変	影響の解消	・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保する。	低減	○	
	建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策 (大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質) (騒音・振動)	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	低減	◎	P12、13 14、18 21
			発生源対策 (大気質：粉じん)	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	低減	◎	P13
史跡・文化財	調節池の存在・供用	埋蔵文化財包蔵地の直接的改変	影響の解消	・試掘調査又は工事の実施により埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県教育局文化資源課と文化財保護法に基づく協議を行い、指導に従う。	低減	○	P16
廃棄物等	堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路の設置工事	廃棄物等の発生	発生抑制、再利用の促進	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。	低減	◎	P16
		残土の発生	発生抑制、再利用の促進	・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。	低減	◎	P16
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働に当たっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。	低減	◎	P12、17
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	◎	P12、17

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表 4（7） 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況

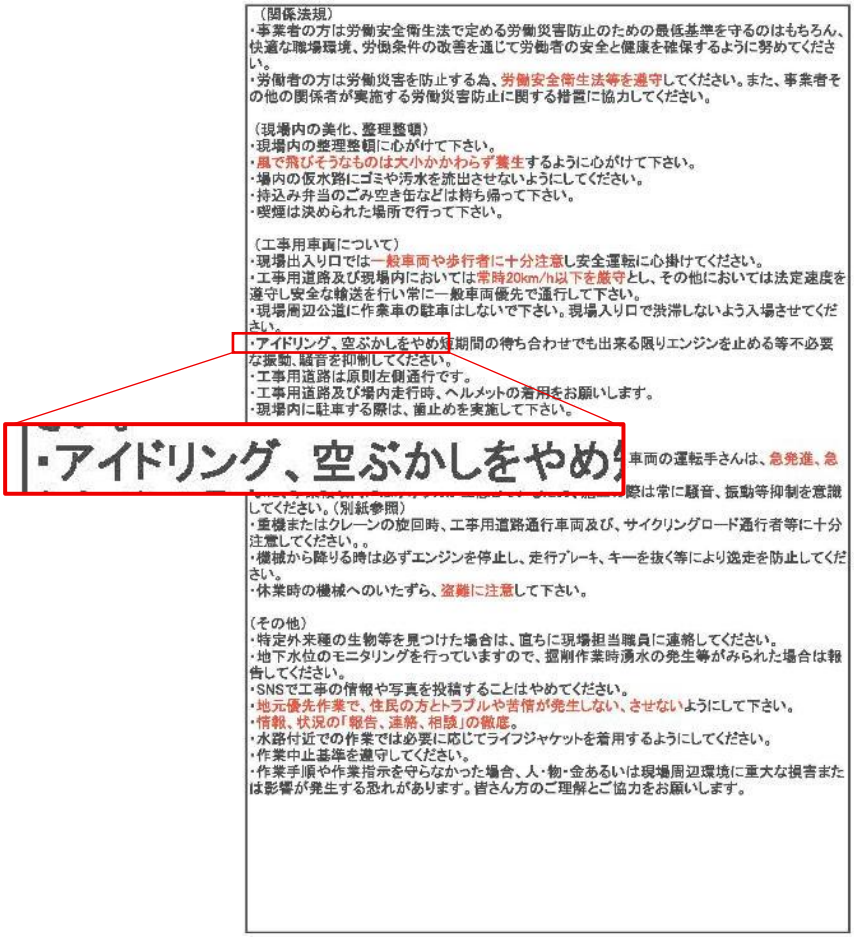
影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況	備考
コミュニティ	建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策 (大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質) (騒音・振動)	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	低減	◎	P12、13 14、18 21
			発生源対策 (大気質：粉じん)	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	低減	◎	P13
	調節池の存在・供用	利用環境の変化	影響の解消	・西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。 ・荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確保する。	低減	○	
地域交通	資材運搬等の車両の走行	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎	P18、21
		交通事故の発生	交通安全の確保	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。	低減	◎	P12、18

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

【項目：大気質、騒音、振動、動物、生態系、自然とのふれあいの場、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通】

・新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。（実施日：令和８年５月７日、令和８年６月１日、令和８年７月１日等）

・作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。


（関係法規）
・事業者の方は労働安全衛生法で定める労働災害防止のための最低基準を守るのはもちろん、快適な職場環境、労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康を確保するように努めてください。
・労働者の方は労働災害を防止する為、労働安全衛生法等を遵守してください。また、事業者その他の関係者が実施する労働災害防止に関する措置に協力してください。

（現場内の美化、整理整頓）
・現場内の整理整頓に心がけて下さい。
・風で飛びそうなものは大小かかわらず養生するように心がけて下さい。
・場内の仮水路にゴミや汚水を流出させないようにしてください。
・持込み弁当のごみ空き缶などは持ち帰って下さい。
・喫煙は決められた場所で行って下さい。

（工事用車両について）
・現場出入り口では一般車両や歩行者に十分注意し安全運転に心掛けてください。
・工事用道路及び現場内においては常時20km/h以下を厳守とし、その他においては法定速度を遵守し安全な輸送を行い常に一般車両優先で通行して下さい。
・現場周辺公道に作業車の駐車はしないで下さい。現場入り口で渋滞しないよう入場させてください。
・アイドリング、空ぶかしをやめ短期間の待ち合わせでも出来る限りエンジンを止める等不必要な振動、騒音を抑制してください。
・工事用道路は原則左側通行です。
・工事用道路及び場内走行時、ヘルメットの着用をお願いします。
・現場内に駐車する際は、歯止めを実施して下さい。

・アイドリング、空ぶかしをやめ

車両の運転手さんは、急発進、急
際は常に騒音、振動等抑制を意識してください。（別紙参照）
・重機またはクレーンの旋回時、工事用道路通行車両及び、サイクリングロード通行者等に十分注意してください。
・機械から降りる時は必ずエンジンを停止し、走行ブレーキ、キーを抜く等により逸走を防止してください。
・休業時の機械へのいたずら、盗難に注意して下さい。

（その他）
・特定外来種の生物等を見つけた場合は、直ちに現場担当職員に連絡してください。
・地下水位のモニタリングを行っていますので、掘削作業時湧水の発生等がみられた場合は報告してください。
・SNSで工事の情報や写真を投稿することはやめてください。
・地元優先作業で、住民の方とトラブルや苦情が発生しない、させないようにして下さい。
・情報、状況の「報告、連絡、相談」の徹底。
・水路付近での作業では必要に応じてライフジャケットを着用するようにしてください。
・作業中止基準を遵守してください。
・作業手順や作業指示を守らなかった場合、人・物・金あるいは現場周辺環境に重大な損害または影響が発生する恐れがあります。皆さん方のご理解とご協力をお願いします。

（令和８年５月～令和８年７月 新規入場者教育時使用資料）

・大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。





（令和８年５月１３日、令和８年６月１０日撮影）

【項目：大気質、自然とのふれあいの場、コミュニティ】

・排出ガス対策型建設機械を採用した。





（令和８年７月２１日撮影）

・工事用車両走行時、車輪に粉塵が付着していないことを確認し、付着している場合は車輪の洗浄を行った。





（令和８年６月１０日、令和８年７月１７日撮影）

・運搬路の舗装、散水により粉塵の低減に努めた。





（令和８年６月１０日、令和８年７月１７日撮影）

【項目：騒音、動物、生態系、自然とのふれあいの場、コミュニティ】

・低騒音型建設機械を採用した。





（令和８年７月２１日撮影）

【項目：水質、動物、植物、生態系】

・濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。

・水質（濁水）の監視を行った。





（令和８年６月４日、令和８年６月１０日撮影）

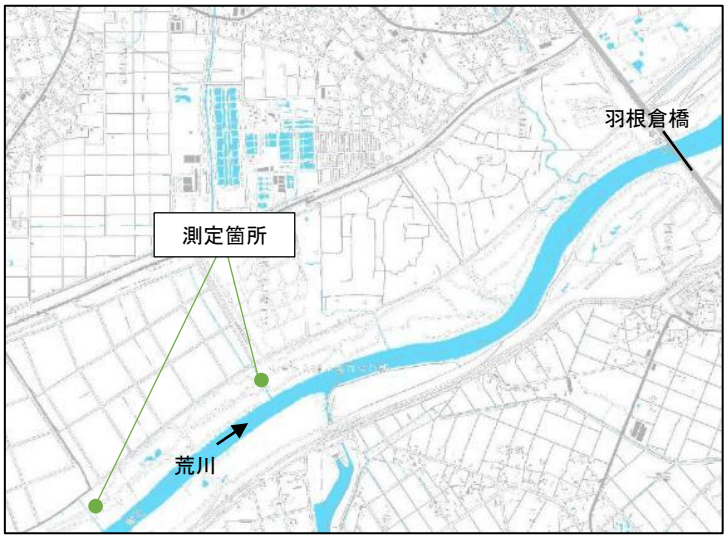


図 2　水質測定位置

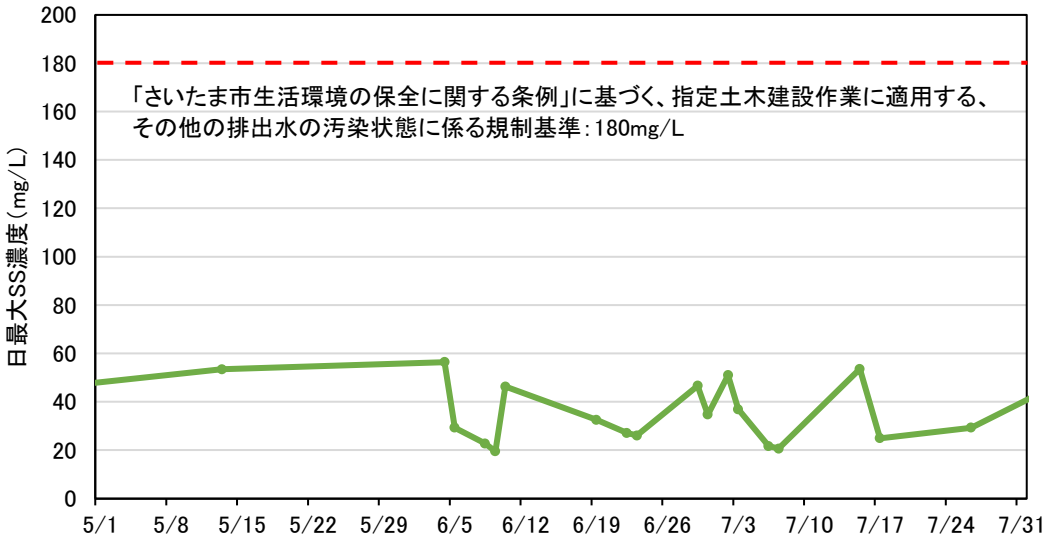


図 3　濁水（SS）の測定結果

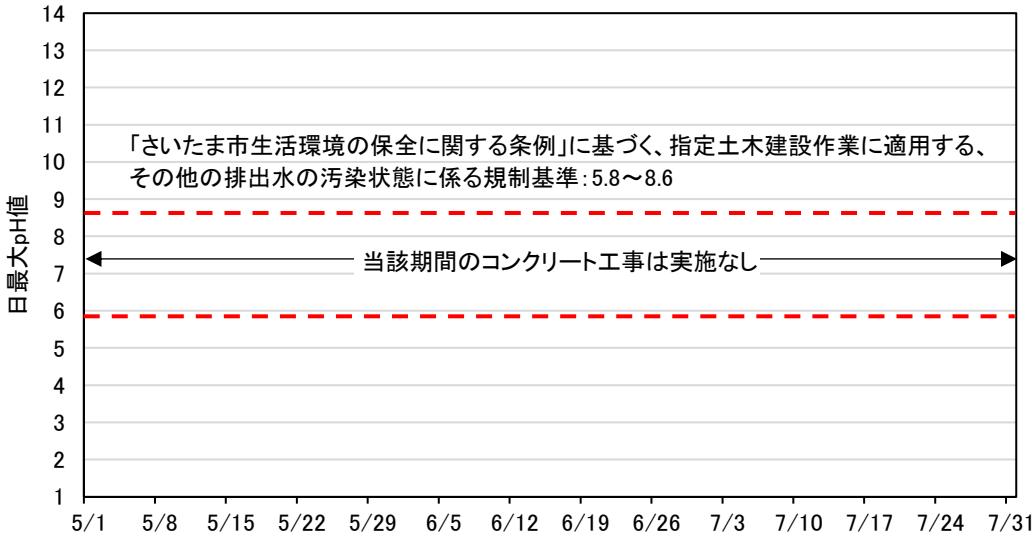


図 4　濁水（pH）の測定結果

【項目：水象、動物、植物、生態系】

・地下水位のモニタリングを実施した。





（令和８年７月２９日撮影）

【項目：生態系（上位性陸域）】

・新規入場者教育において、オオタカの営巣地付近における不必要な立入り禁止等の指導を実施した。（実施日：令和８年５月７日、令和８年６月１日、令和８年７月１日等）

・オオタカの生息状況を把握する調査を実施した。





（令和８年５月１３日、令和８年７月１６日撮影）

【項目：史跡・文化財】

・埼玉県教育局文化資源課と協議を行いながら、埋蔵文化財調査を実施した。

【項目：廃棄物等】

・令和 8 年 5 月から 7 月までの間に、木くず約 190t、混合廃棄物約 170t の全量を再資源化施設へ搬出した。また、約 970t の建設発生土を現場内で有効活用し、約 32,070t の残土は秋ヶ瀬ストックヤードへ搬出した。

【項目：温室効果ガス等】

・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるような運搬ルートとした。




（令和８年６月１０日、令和８年７月１５日撮影）

・低燃費型建設機械を採用した。




（令和８年７月２１日撮影）

・建設機械及び車両の整備、点検を実施した。




（令和８年７月２１日、令和８年７月３１日撮影）

【項目：大気質、騒音、振動、自然とのふれあいの場、コミュニティ、地域交通】

・工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。

・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に交通整理員を配置した。





（令和８年５月１３日、令和８年６月１０日撮影）

4. 地下水位の観測状況

地下水位のモニタリング実施地点の位置は、図 5 に示すとおりである。各観測地点の地下水位モニタリング結果を図 6 に示す。

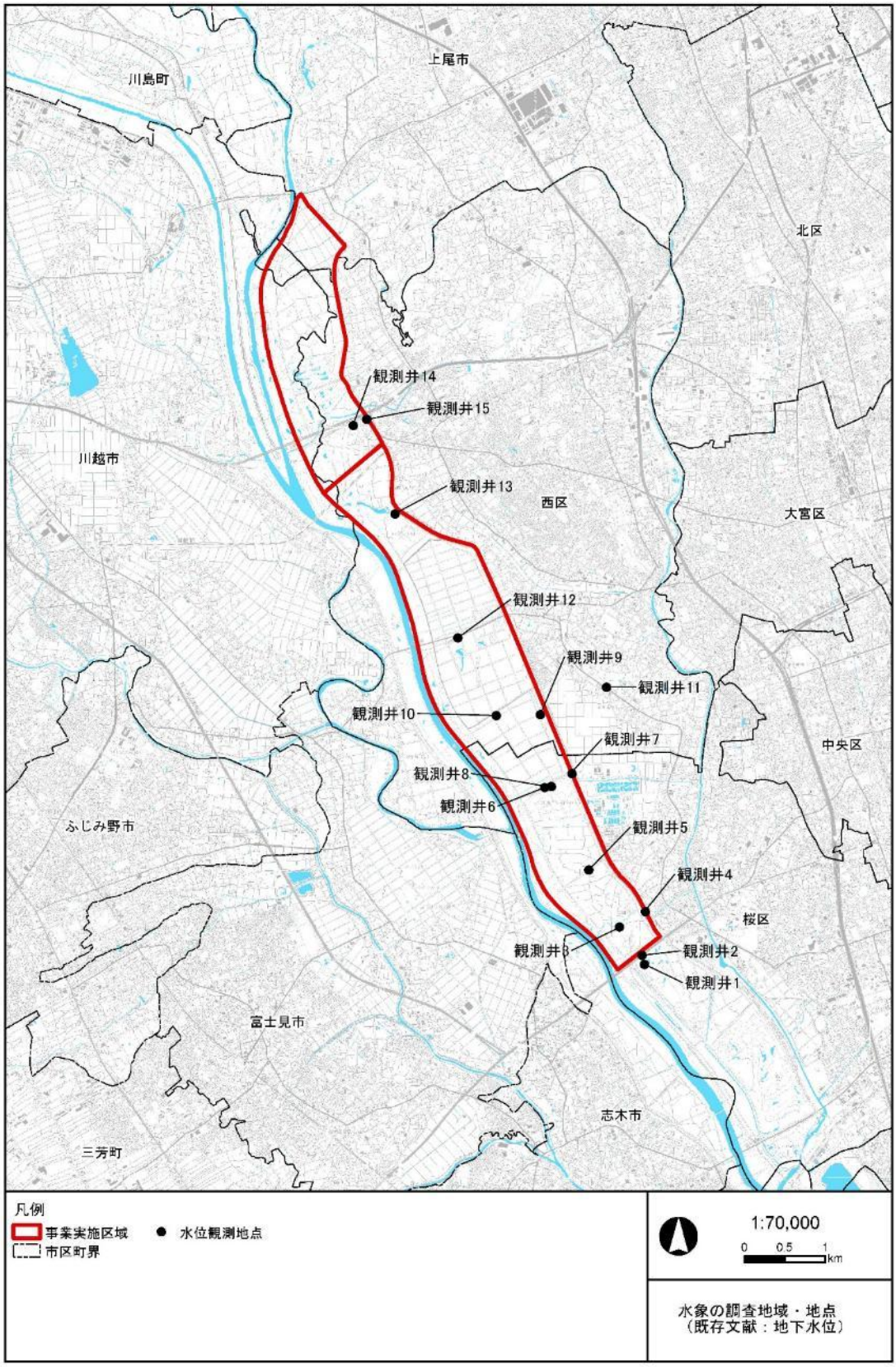


図 5　地下水位モニタリング実施地点の位置図（環境影響評価書より引用）

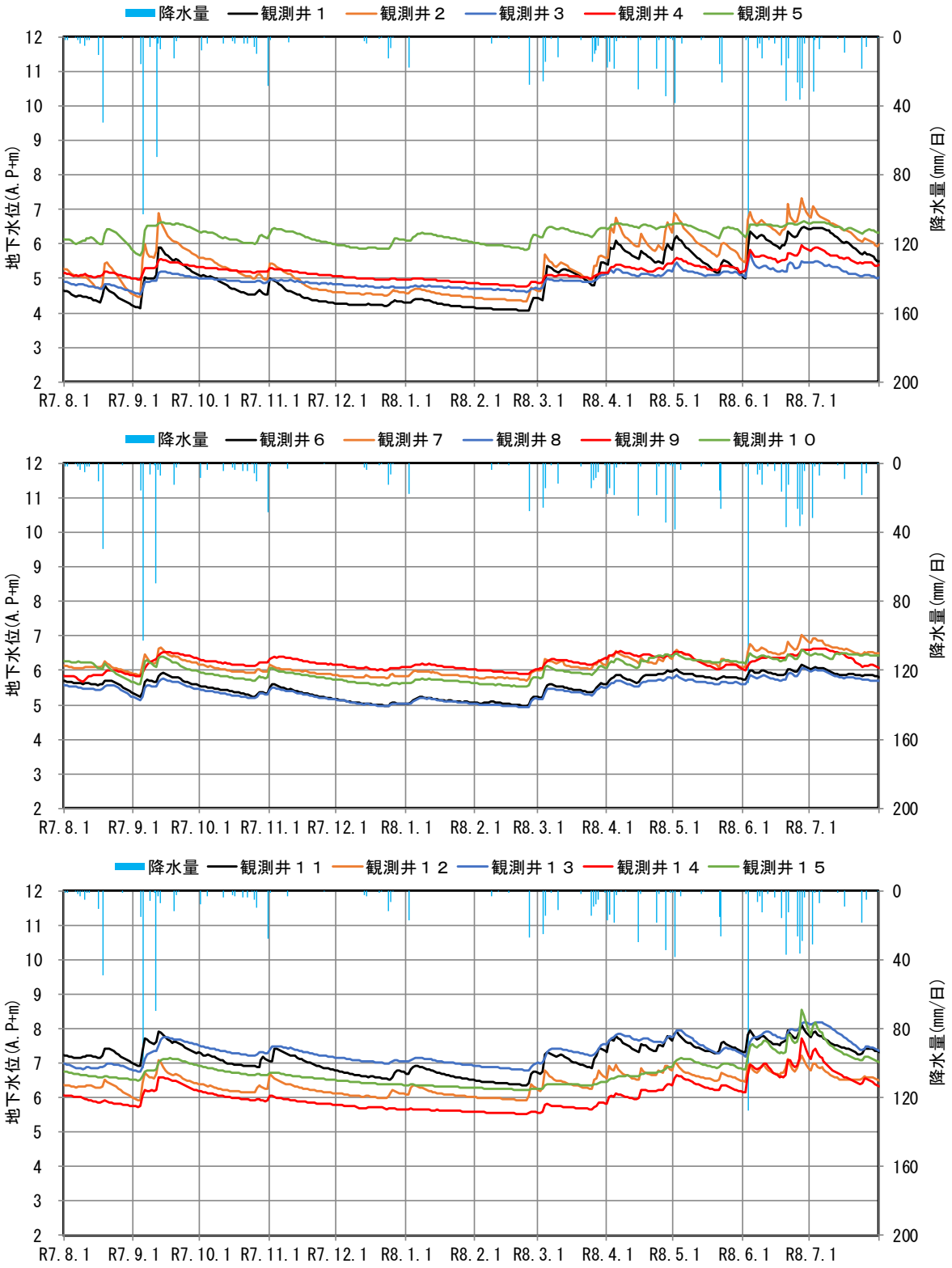


図 6　地下水位のモニタリング結果（令和７年８月～令和８年７月）

5. 評価書から環境保全措置を変更した内容

改変区域内で新たに確認されたカンエンガヤツリ（環境省レッドリスト 2022:絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック 2011：絶滅危惧Ⅱ類）について、表土移植及び種子採取を実施した。

また、工事用車両の集中を回避し、環境への影響を軽減するため、新たに 2 箇所の進入路（運動場入口、高木バス停付近）を追加した。

「1.3 対象事業規模」※1 の「事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地」（施工ヤード）において環境の保全のための措置を実施した。なお、当該面積（約 40ha）は事業実施区域の 10%未満である。

「事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地」における環境の保全のための措置の実施状況

① 事業範囲に隣接する施工ヤードの位置

事業範囲に隣接する施工ヤードの位置について図 7 に示す。この面積は約 40ha である。

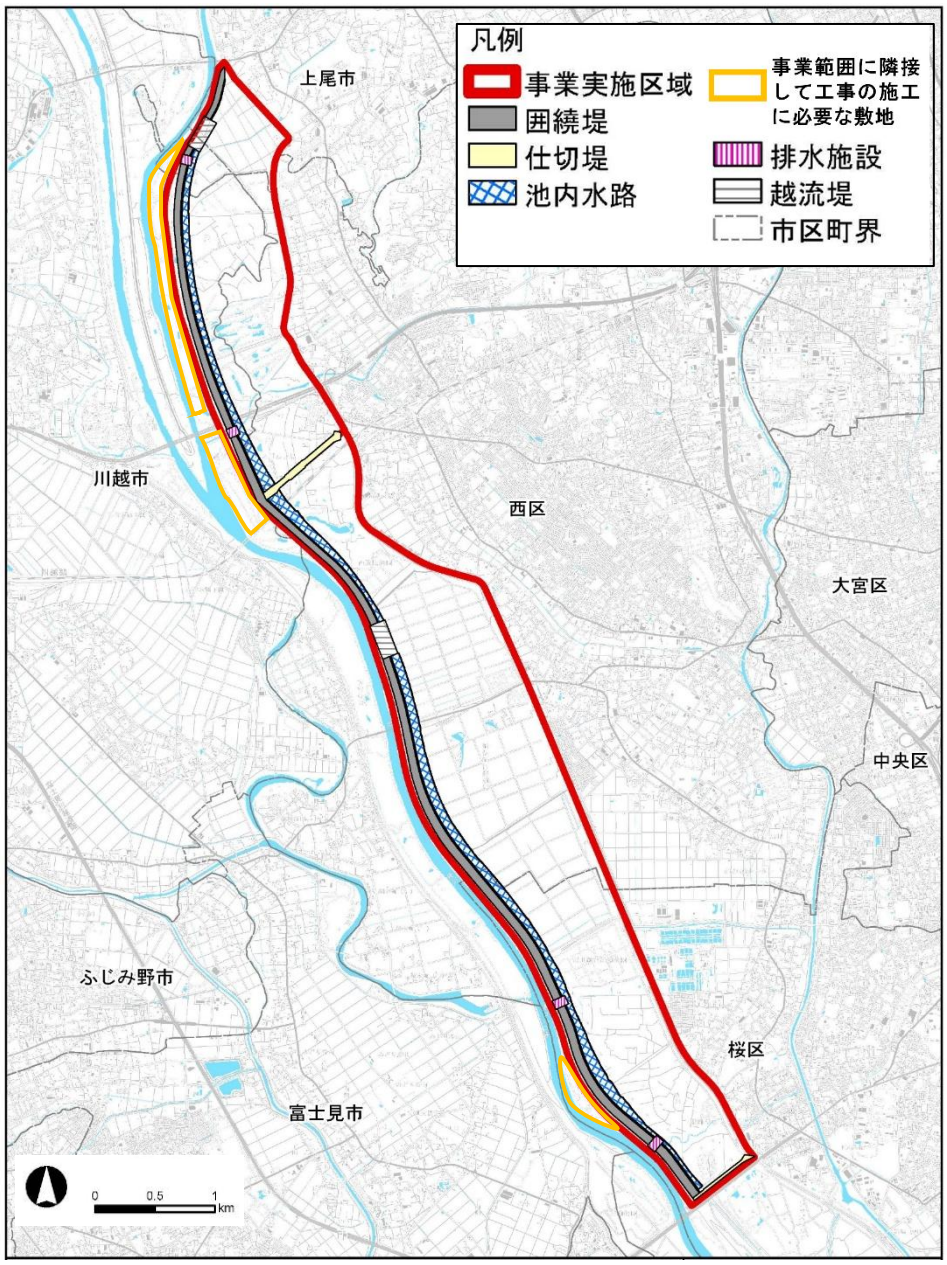


図 7　事業範囲に隣接する施工ヤードの位置

② 環境影響評価要因の把握

本事業の実施に伴う環境影響要因を表５に示す。

施工ヤードに伴う環境影響要因は「建設機械の稼働」、「資材運搬等の車両の走行」、「工事用道路等の設置工事」である。

表５　本事業の実施に伴う環境影響要因

環境影響要因	環境影響を及ぼす時期	環境影響要因の区分	環境影響要因の詳細
調節池の建設	工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 堤体等の工事(掘削含む) 工事用道路等の設置工事
	供用開始時	存在・供用	調節池の存在・供用 放水

荒川第二・三調節池事業環境影響評価書（令和３年３月）加筆

下線：施工ヤードに伴う環境影響要因の詳細

③ 環境の保全のための措置の実施状況

事業範囲に隣接する施工ヤードの設置工事に係る環境影響評価の結果等の一覧及び環境保全措置の実施状況を表６に示す。

事業範囲に隣接する施工ヤードについては区域内に重要種の確認はない。また、工事にあたっては、環境の保全のための措置を履行し、環境への影響をより低減するよう努める。

表６　環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（1/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
大気質	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
	資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎
	資材運搬等の車両の走行	粉じんの飛散	発生源対策	・工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事	粉じんの飛散	発生源対策	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において散水を行う。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。	低減	◎
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎
振動	建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	・低振動型建設機械の採用に努める。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。	低減	◎
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（2/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
水質	工事用道路等の設置工事	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎
水象	調節池の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
動物	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	土地の改変	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－
		地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ 必要に応じて専門家に相談し、事業による動物の生息環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎

注： ◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（3/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
植物（保全すべき種）	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	直接改変による個体の消失	生育地への配慮	・改変区域内に生育するノニガナの生育地の改変を回避する。	回避	－
				・改変区域内に生育するカンエンガヤツリの生育地の表土移植により保全を図る。	低減	－
			環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－
		地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎
植物（保全すべき群落）	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（4/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
生態系（環境単位）	工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による環境単位への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
生態系（上位性陸域）	建設機械の稼働	騒音の発生	時期の調整	・オオタカが繁殖活動を行う時期のうち、敏感度が極めて大きいとされる時期には、必要に応じて工事を一時中断する。ただし、具体的な実施方針については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。	回避	－
			監視	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。	回避	◎
			発生源対策	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、以下に留意して工事を実施する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
			距離の確保	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。	低減	◎
生態系（上位性河川域）	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（5/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
生態系（典型性陸域）	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	低減	◎
	生息・育成環境の変化	環境の消失	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。	低減	－
	土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による着目種への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。	低減	◎
	工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水の SS 濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である 180mg/L 以下に処理してから、公共用水域に排水する。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（6/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
自然とのふれあいの場	建設機械の稼働、工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策（大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質）（騒音・振動）	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	低減	◎
			発生源対策（大気質：粉じん）	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	低減	◎
廃棄物等	工事用道路の設置工事	廃棄物等の発生	発生抑制、再利用の促進	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。	低減	◎
		残土の発生	発生抑制、再利用の促進	・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。	低減	◎
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働に当たっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。	低減	◎
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施

表６ 環境影響評価の結果等の一覧及び実施状況（7/7）

影響要因		影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施状況
コミュニティ	建設機械の稼働、工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策（大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質）（騒音・振動）	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	低減	◎
			発生源対策（大気質：粉じん）	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	低減	◎
地域交通	資材運搬等の車両の走行	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・進入路の最適化により、車両走行の集中化を避ける。	低減	◎
		交通事故の発生	交通安全の確保	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。	低減	◎

注：　◎：対象期間中に実施、○：対象期間以前に実施、－：実施対象なしのため未実施